

北海道議會時報

第 11 卷 第 10 号

昭 和 34 年 10 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第11卷第10号(昭和34年)

— 第 10 号 目 次 —

議会の動き

九月のメモ

常任委員会……………一

特別委員会……………二五

総合開発調査特別委員会

会合

全国都道府県議会議長会……………二六

北海道東北六県議会議長会……………二六

九都道府県議会議事務協議会……………二七

資料

第二回定例道議会の議決を経た条例の公布調べ……………二六

表紙写真

牧場 —北大—

北海道議会議事務局撮影



常任委員会

総務委員会

○九月九日 午後一時二十七分、第一委員室において開議、午後五時五

十四分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

一般議事

① 開議に先だち総務部長及び医大事務局長より、九月五日医科大学解剖学教室等を焼失した経過について報告、中山委員（自民）より、出火原因について質疑、医大事務局長より答弁、ついで委員長より、石炭手当及び寒冷地給の増額要望書については知事より議長に対し連名とされたい旨の申し入れがあるので申し入れのとおり取扱うことについて諮り、異議なくこれを了承。

② 税務及び警察行政等道内視察の経過について、佐野委員（社）より道南方面、天谷委員（協）より、道東方面についてそれぞれ報告があり異議なくこれを了承。次に総務部長より、去る三十一日の本委員会において指摘された知事室設置に対する訓令の問題について

訂正措置した経過について報告があり、井野委員（社）より、去る三十一日の委員会における質疑は訓令第三十三号の撤回並びに執行停止に対する考え方であり総務部長の答弁は表現において誤解を受けるおそれがあるので訂正したいということであるがこのような態度である限り知事の出席を求めたい旨、橋本（清）（社）佐野（社）井口（社）各委員よりも知事出席の手続をとられたい旨、中山委員（自民）より、総務部長としては知事と打合せてのことであると思うのでこれらの経緯を聴取するため暫時休憩されたい旨をそれぞれ意見及び要望があつて暫時休憩、午後四時二十六分再開、委員長より、過日の機構改革等の問題について知事の出席を願つた旨を述べ、井野委員より、訓令三十三号による知事室設置について自治法違反と考えるかどうか、訓令三十七号、三十八号は訓令三十三号を本質的に変えるような修正をしているが、修正の理由、重大な人事機構等の改正を道全体の思想統一がなされないうちに執行して差支えないと考えるか、知事室等の設置は先に自治法の改正がなされた精神に沿うて運営が行なわれるべきものとするがこれに対する見解について、橋本（清）委員より、知事は先設の議会で行政の簡素化、能率化等三大方針を述べられたが今度の人事並びに機構改革は方針とマツチしていないがこれに対する見解、知事室の中に道民課を入れた理由、知事室設置は自治法第五十八条第三項の違反と考えるがこれに対する所見について質疑、知事より答弁、中山委員（自民）より、知事の行政権限に関する問題で議会として立入るべきでないと思われる面に立入つていられるようにも考えられるのでこれらの点について委員長において適当に整理され議事を進めてほしい旨の意見があつて、暫時休憩、午後五時三十四分再開、佐野委員より、自治法上違反かどうか充分調査の必要があるため委員長において適当に取計つてもらいたい旨の意見があり、委員長より、本件調査を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、その取扱い方法については委員

長一任とすることに決した。ついで佐野委員より調査のため再度委員会を開く必要があると思うが委員長取扱いに対する考え方について質疑があつて、暫時休憩、午後五時五十分再開、委員長より、次回委員会には公安委員長、本部長等の出席を求める予定であるので了承されたい旨を求め、請願、陳情については次回委員会まで継続審査とすることに決定。

③ 石炭手当等増額に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員及び日程等については委員長一任とすることとし、次回委員会を九月二十三日午前十時とすることに決定。

○九月二十三日

午後一時二十二分、第一委員室において開議、午後五時十八分散会、委員長、沖野 政雄（自民）

一般議事

① 佐野委員（社）より、石炭手当増額問題及び道訓令第三十三、第三十七、第三十八号の知事室設置に関連する地方自治法違反容疑問題に対する自治庁の見解調査に関する中央折衝の経過について報告の後、井口委員（社）より、中央においても人を持つて来て機構を作つたという点を認めているので前例がないわけではないが望ましいことではない旨の意見があり、橋本（清）委員（社）より、訓令に対する自治庁の解釈に疑義がある旨を述べ、本件に対する意見調整のため、暫時休憩の後、橋本（清）委員（社）より、独自の意見を述べた質問はないと発言、総務部長より訓令については更に修正作業を行つた上報告したいと述べ、人事異動、機構改革に対する質疑を打切ること決定。

② 津川委員（社）より、町村合併について一已、音江村が大臣勧告されているときに知事は道東視察の際合併はあながちやるべきでない、モデル地区としてやらなければ進まないで大臣勧告になつたというようなことをいつているが事情はどうか、また理事者が熟を

入れてやつている時に爆弾を投げることは軽率でないか、また町村合併審議会が論議を尽して成案を得たものが審議会の方針と異なるようなことになつては困ること等について、天谷委員（協）より、今まで無理に合併を強いたこともあつたが住民の気運の促進に指導をむけて自主的にさせるべきでないか等についてそれぞれ質疑及び意見があり、総務部長より答弁。

③ 佐野委員（社）より、道警本部の構成をみると警視正以上は国家公務員であり道警に勤務している以上自治体警察であると理解しているが自治体の枠にはまるかどうか、また本部長の指揮命令については公安委員会が全面的な責任があると解釈してよいか、警視正は国家公務員で本道に勤務している以上は道の警察事務が主となつてはばられるというが主としてという言葉は国家的な問題についてはどういう風にして判断をするのか、先に行われた小学校教育課程研究協議会開催に関する警察官との紛争事件は国家的になるのか、種類によつては管理者としての責任を負わねばならないとするのか、先の教研協の取締りについての警官出動について会議を開いて本部長と話し合いをされたかどうか、事件が起きてしまつた後においてもどうすればよかつたという考えはなかつたか、本部長は教研の取締りと普通犯罪の取締りとは同じであるというがこれからも同じような考え方で本部長に行政の執行をまかせるのかどうかについて、橋本（清）委員（社）より、道公安委員会と方面公安委員会の権限はどうなるか、函館における安保改定運動の取締りについて道公安委員会でも検討しているときいてはこの点の見解等について、井口委員（社）より、教研協の紛争に関する人が人の処置、組合員が一千人ないし一千六百人動員されたとする根拠、警官出動の時間及び手配の終つた時間、出動人員、出動は民主的判断によつて行つたと解してよいか、実行行使が見解の相違であるからといつて片付けられてよいと考えるかどうかについて、原田委員（自民）より、民

厚生委員会

○九月二十二日 午後一時十八分、第二委員室において開議、午後三時

三十分散会、委員長 福島新太郎（自民）

教團の妨害行為はかんしやく玉その他凶器とも考えられる計画的なもので現行犯は何故たい捕しなかつたか、今後の取締方針等についてそれぞれ質疑、公安委員長、道警本部長より答弁、佐野、井口委員より本問題についてはなお質疑の点もあるが別の機会に再度質疑したい旨を述べた。

④ 次回委員会の開催日は九月二十八日午前十時より開議することに決定。

一般議事

○九月二十九日 午前十一時五分、第一委員室において開議、午後零時

十二分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

一般議事

① 総務部長より、第三回定例道議会に提出予定の議案中その主なるものについて、財政課次長より、昭和三十四年度歳入歳出更正予算についてそれぞれ説明を聴取の後、委員長より、先の委員会において井口委員（社）より要請のあつた給与改訂に関する資料について人事委員会より提出があつたので了承願いたい旨を述べ、これを了承。

② 本委員会に付託されている請願、陳情でいまだ結論のでていないものについては引続き継続調査することについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 委員長より、石炭手当増額問題で昨日関係労組、町村会、町村議長会等関係者が集つて打合せ会が開かれた結果、来月開会される臨時国会を用途として中央折衝を行うことになり、本委員会も同一行動をとるよう要請があつた旨を報告、委員派遣等については委員長一任とすることに決定。

④ 提出予定議案第五十号に関連して訓子府町と置戸町の境界変更に伴う調査委員派遣については委員長一任とすることに決定。

① 民生部長より、新任の社会課長及び医务薬事課長を紹介、両課長より挨拶があつた。

② 太田委員（社）より、九月一日に自民党幹部と各常任委員長による会議を開き以後の委員会運営は超党派で進めるということを決めたとのことであるが超党派の運営とは具体的にいかなることかと質疑、委員長より応答の後、太田委員（社）より、最近総合開発調査特別委員長及び数人の常任委員長が各委員会で委員会運営を超党派で行いたいと発言しているが正副議長及び委員長独占の形をそのままにしておいて他党の協力を求め得ると考えているか、協力を求めるならば具体的な形を示すべきでないかについて、中野委員（社）より、責任道政を唱え正副委員長を独占したがこの体制が改められるかどうか、正副委員長は比例配分すべきでないか、また比例配分することは道政に不利益を与えると思うかどうか等について、深山委員（自民）より、責任体制と超党派とは別なもので比例配分したとしても責任は与党にあり、また委員会運営は委員長の所属党により支配的に運営されることはなく総意によつて運営されるべきもので責任体制と超党派との間には矛盾はないことについて、渡辺委員（社）より、情勢の変化に対応して現在の議会構成を変えるべきでないかについてそれぞれ質疑及び意見があり、委員長及び松尾副委員長（自民）より応答。

③ 民生部長より、台風十四号の被害状況及び応急救助について、松

山支庁長より、管内災害状況についてそれぞれ説明を聴取の後、吉田委員（自民）より、当時気象通報に時間的ずれはなかつたかについて、千葉（軍）委員（自民）より、罹災者は二、三日分の食糧しか持つていないと思うが災害救助法の適用を受けても六日分位の配給でありこれでやつていけるのか、いけないとすれば対策を考えているかについて、中野委員（社）より、被害額及び復旧額に対する調査進捗状況、ボーダーライン層に対する住宅補助は全額補助にする必要があるので努力されたいこと等について、竹村委員（自民）より、死者九名はどういう人々か、事前に退避の措置をとれなかつたか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、松山支庁長、社会課長より答弁。

④ 委員長より、国立光明寮の設置並びに未開発地における厚生事業促進に関する中央折衝の経過について、熊谷委員（社）及び深山委員（自民）より、道南及び道東地域における厚生施設の視察経過についてそれぞれ報告。

⑤ 民生部長より、樺太引揚の状況及び在日朝鮮人の北鮮帰還並びに精神薄弱者授産厚生施設設置問題の経過について説明を聴取の後、竹村委員（自民）より、精薄施設設置問題に関し、最初に小樽市内諾を与えていたにもかかわらずこれを伏せていたさらに混乱を起させたが明確な態度をとるべきでなかつたかについて、深山委員（自民）より、北鮮帰還問題に関し登録業務が進まない理由及び面会させない理由、精薄施設、養老院、保育所等の競願があつた場合の決定方法等について、渡辺委員（社）より、精薄施設設置問題の経過に関連して今後かかることのないようにされたいことについて、太田委員（社）より、精薄施設の入寮には年齢制限があるかどうかについて、中野委員（社）より、知能指数がどのくらいの者を入寮させているか、技術習得に三年費やして社会にどの程度還元できるか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、民生部長より答弁。

⑥ 中野委員（社）より、国立光明寮設置の見直しについて（関連して松尾副委員長（自民）より東北における候補地について）質疑があり、太田委員（社）より応答、ついで委員長より、田中代議士から一カ月後再度大蔵省に折衝されたい旨の要望があつた旨を述べた。

⑦ 明日の委員会は午前十時に開議することとした。

○九月二十三日

午前十一時十一分、第二委員室において開議、午後四時三十二分散会、委員長 福島新太郎（自民）

一般議事

① 委員長より、衛生公社係争問題の経過について報告。

② 委員長より、第三回定例会に提案する民生部関係追加更正予算の知事復活要求状況について説明を求め、民生部長より説明を聴取の後、太田委員（社）より、高齢者福祉年金は廃止することであるが復活要求しているはずではないか（関連して中野委員（社）より、高齢者福祉年金の復活要求を強力にされたいこと及びもし廃止の場合はこの予算を厚生施設の強化に振り向ける考えはないかについて）、母子寮、精薄施設等国費補助が内定しているにもかかわらず今なお上置きができず特に児童遊園地は十三カ所のうち上置きができないとして三カ所返上の手続きをとっておりこのことは来年度予算獲得に及ぼす影響が大であるのかかることのないよう努力されたいこと等について質疑、意見及び要望があり、民生部長より答弁。

③ 渡辺（社）中野（社）各委員より、十四号台風災害対策については法の適用だけでは万全とは言えず特に被害地にはボーダーライン層が多いので対策特別委員会を作る等積極的に適切な措置を講ずべきではないかと思ひがあり、ついで委員長及び松尾副委員長（自民）中野（社）渡辺（社）千葉（軍）（自民）太田（社）各委員の間に意見交換が行われた後本問題の取扱いについては午後改めて協議することとして一応打ち切り、後刻協議の結果二十四日より災害の現地視

察を行うこととし渡島及び松山支庁管内に窪田(長)(社) 渡辺(社) 各委員、後志支庁管内に千葉(重)(自民) 吉田(自民) 各委員を派遣することに決定。

④ 中野委員(社)より、建設省は三十七年度より低所得者の家賃減免措置を行いたいと言明しており、知事も次の議会までに立案したいと言っているが低所得者に対する家賃の減免は一般の家賃を上げてその分を低所得者のために振り向けるといふ方法がとられるかどうか、またボーダーライン層の認定線をどこに引くか、厚生予算は年々増額されてきているがこれは都道府県の厚生施設の実態を基礎に算出されたものかどうか等について質疑があり、民生部長より答弁の後同委員より、社会福祉関係予算を道税や国の予算の伸びにあわせて増額するよう努力されたいと要望があつた。

⑤ 太田委員(社)より、民生部及び衛生部付調査員に対する特命事項、また常任委員会に出席させるかどうかについて質疑があり、民生部長、衛生部長より答弁。

⑥ 中野委員(社)より、国民年金の支給に関し手続が複雑なため市町村及び受給者から苦情が出ているがこれに対する道の対策について質疑、民生部長より答弁の後同委員より、市町村にいくら事務費を流しているか、窓口指導を充分にして個人にしわ寄せがされないようにされたいこと等について質疑及び要望があり、民生部長より答弁。

⑦ 委員長より、衛生部関係追加更正予算の知事復活要求状況について説明を求め、衛生部長より説明を聴取、ついで太田委員(社)より、結核対策費の中にレントゲン自動車購入費は含まれているかどうか、レントゲン自動車の年次別整備計画はないか、釧路保健所にはレントゲン自動車もなくレントゲンも古く代りがないため修理にも出せない状態にあるので考慮されたいこと、また保健所の改築については敷地が障害となるのであれば他の場所に新築してはどうか、

結核対策地区の指定については要件を具備すればすぐ指定されるかどうか、また指定された場合職員定数は増えるかどうか等について、竹村委員(自民)より、短期看護学校新設の見通しはどうか、また帯広の道立精神病院では順次鉄格子を取外してゆくとのことであるが発作的患者は柵の中に入れておくべきでないか等について、中野委員(社)より、保健所、療養所等は耐用年数に比べ一般に損傷度が高いようであるが状況調査を行つているか、またこれに対する改修、増築等の年次計画はどうか、近年公衆衛生センターとしての役割が大きくなつている状況にかんがみこれら施設の充実のため予算増大及び医師の充足等を含め総合的計画を樹てるべきでないか、道立精神病院長の治療方法に対する考え方はそれぞれ異なるようであるが統一的治疗を行なう考えはないか等について、水島委員(社)より、短期看護婦養成所卒業生には職場選択の自由があるか、また卒業後看護婦にならねばならないという義務があるかどうか、看護婦は都市に偏在しており、また養成している所でも他の病院に振向ける余裕がないという実情にあるがこれらの点を打開するため根本的対策を樹てられたいこと、レントゲン自動車を持たない道立保健所の数等について、千葉(重)委員(自民)より、保健所の移管を希望している市町村にはこれを移管しこの分の予算を未設置地域への新設あるいは既保健所の充実にまわしてはどうかについて、熊谷委員(社)より、江差病院に眼科、耳科を設置する考えはないかについて、渡辺委員(社)より、保健所整備について抜本的対策を樹てられたいこと、道立精神病院の医療については道として一つの方針を打出すべきでないか、夕張療養所の暖房施設について考慮されたいこと等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、衛生部長より答弁。

⑧ 衛生部長より、太田診療所及び道立小樽病院の廃止について報告があつた。

商工労働委員会

○九月三日 午前十時二十九分、第二委員室において開議、午後二時二

十一分散会、委員長 大久保和男（自民）

請願、陳情の審査

請願

第一二〇号 後志産業会館建設に対し道費助成の件（採 択）

第一三〇号 瀬棚町に道立職業訓練所設置の件（保 留）

第一四〇号 失業対策事業高齢者就労排除措置反対の件（採 択）

第一五〇号 後志地域地下資源開発促進の件（採 択）

第一六〇号 留萌地域地下資源調査の件（採 択）

陳情

第二一〇号 利尻町に失業対策事業実施の件（採 択）

第二二〇号 渡島松山支庁管内出稼援護相談所に対し補助金交付の件（採 択）

第二三〇号 身体障害者職業訓練所の整備拡充の件（採 択）

第二四〇号 陳情第八十一号（釧路市に総合職業訓練所設置の件）については

内容を変更の上出し直してもらったこととした。

一 般 議 事

① 労働部長より、新任の労政課長、失業保険課長、労政課次長、渉

外労務対策室次長を紹介。

② 千葉（大）委員（社）より、北海道拓殖鉄道株式会社争議のその後

の状態、土木現業所副監督に対する石炭手当の支給状況等について、

宮沢委員（社）より、大和田炭鉱閉山に伴う離職者の生活対策、こ

れに関連して生徒の給食費及び授業料等に対する援護措置状況につ

いてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、労働部長より答弁。

③ 道内視察については道東、道南の二班とし、期間は九月十四日よ

り十九日までの六日間と決定。

④ 商工部長より、新任の資源課長を紹介し、商務課長には後藤香港

貿易事務所長が内定している旨を述べた後、高田委員（社）より、

部付調査員となる予定の前上川支庁長の職務内容及び部長との関係

について質疑があり、商工部長より答弁。

⑤ 国鉄運賃割引制度存続、石炭産業の不況対策、日中・日ソ貿易の

促進等の件に関する中央折衝の経過に関し、五藤委員（社）より第

一班について、古沢委員（自民）より第二班についてそれぞれ報告

ついて千葉（大）委員（社）より、国鉄運賃割引制度存続問題に関し

他の委員会との関連はどうか、また品目の整理は行っているかにつ

いて質疑があり、商工部長より答弁、後刻再び同委員より、十二団

体と話し合いをしようとする意向の統一を行い次期委員会において報告されたいと

要望。

⑥ 森川委員（社）より、閉鎖寸前にある井華塩業の現況について質

疑、工業課長より答弁の後、森川委員より、知事は公約で工場誘致

をうたっているが既存工場を存置できないのでは新たに誘致するこ

とはできないのでは是非生産割当の増加に努力されたいと要望、商工

部長、工業課長より答弁、ついで五藤委員（社）より、名寄の北日

本燐酸株式会社破産宣告されたことについて質疑があり、商工部

長より答弁。

⑦ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 函館市に総合職業訓練所の設置促進について 函館市経済部長

(2) 丘珠飛行場を北海道空港に指定整備の取消しについて 千歳市代表 伊藤 弘

○九月二十八日 午後一時三十四分、第二委員室において開議、午後二

請願、陳情の審査

時五十八分散会、委員長 大久保和男（自民）

陳情

第二二号 釧路市に対し中小企業設備合理化促進条例にもとづ

く資金貸付の件 (採 択)

第二三号 中小企業相談所の強化拡充の件 (採 択)

第三一号 北海道商工会連合会に対する助成並びに指導体制確立の件 (保 留)

第三二号 空知管内中小企業相談所に対する助成強化の件 (採 択)

第六三号 農産物自主協販体制に対し業界等保護育成の件 (保 留)

第一〇九号 石炭産業恒久対策の件 (議決不要)

一般議事

① 道内視察の経過に関し、千葉(大)委員(社)より、道南班について、古沢委員(自民)より、道東班についてそれぞれ報告があつた後、報告に関連して森川委員(社)より、電力料金引き下げ問題に関し道が今までに中央に出した資料及び折衝状況並びに見通し等について質疑及び意見があり、商工部長より答弁。

② 委員長より、台風十四号及び十五号の被害状況について説明を求め、商工部長より説明を聴取、ついで古沢委員(自民)より、台風十五号による本州方面の被害が大きいため本道の被害が軽視されることになりそうであるがどう考えているかについて、宮沢委員(社)より、融資希望額は全部調達できるかどうかについてそれぞれ質疑があり、商工部長より答弁。

③ 商工部長より、国鉄運賃割引制度存続問題の今後の対策方針について説明を聴取の後、千葉(大)委員(社)より、本問題に対する今後の運動のあり方について意見及び要望があつた。

④ 明日二股発電所建設工事の現場視察を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。

⑤ 北海道魚菜卸売市場審議会委員に高田委員(社)を推せんすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

⑥ 本日聴取した陳情は次のとおり。

北日本航空株式会社に対する出資について 北日本航空株式会社社長

農務委員会

〇九月八日 午前十時二十分、第三委員室において開議、午後四時三十分七分散会、委員長 二瓶 栄吾(協)

一般議事

① 農務部長より、新任の部次長、畜産課長、農業改良課長、農政課次長、畜産課次長、農業改良課次長の紹介があつた。

② 石畑委員(自民)より、昭和三十五年度農業関係国費予算要求、農山漁村電気導入事業促進、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の実施等に関する中央折衝の経過について報告、ついで渡部委員(社)より、農林省酪農課長は生乳共販事業について道より具体案の提出があれば協力したいとのことであつたが今までのような要請をしたか、今後どのように要請するつもりか、また最近地域共販を打出しているがこの点はどうなっているか等について質疑及び意見があり、農務部長より答弁、ついで同委員より、早急に道の体制を作り中央に協力の要請をされたいと要望、次に堀野委員(社)より、国費予算に関し折衝後の状況について説明を求め、畜

産課長、農業改良課長、農政課長より、別紙「昭和三十五年度農林省予算要求一覧表」により所管項目毎に説明を聴取の後同委員より、水田心土耕用トラクターは特殊なトラクターが、またいかなる方法でやろうとしているかについて質疑があり、農政課施設係長より答弁。

③ 菅田(社) 渡部(社) 各委員より、九月一日に行われた自民党幹部及び各委員長の会議に委員長が出席したことに関連して委員会運営に対する委員長の基本的考え方について質疑があり、委員長より応答の後、渡部委員(社)より、委員会運営に対する副委員長の考え方について質疑、桶谷副委員長(自民)より応答、ついで渡部(社)菅田(社)岡田(社)各委員より、九月一日の会議に委員長がオブザーバーとして出席したのはおかしいと思うかどうか、この会議は委員長会議か、協議内容は何か等について質疑、委員長より応答の後再び渡部委員(社)より、委員会の円滑なる運営と現在の議会構成の点について正副委員長の考え方を求め、休憩して協議のため午前十一時四十八分一旦休憩、午後零時十六分再開、本件についてはまだ結論が出ぬため保留することとし午後零時十七分再度休憩、午後一時七分再開。

④ 菅田委員(社)より、六日より七日にかけての水害状況について説明を求め、農業改良課長より説明を聴取の後菅田(社)笠井(社)各委員より、積極的な対策の樹立及び現地視察について意見及び要望があつた。

⑤ 渡部委員(社)より、先般の公正取引委員会において帝麻中織の合併問題についていかなる意見を述べたか、食糧事務所職組が適正検査をするため増員要求等の闘争をしているが部はいかに対処するか、輸入大豆に朝顔の種が混入し下痢等起しているとのことであるがこの道内輸入量と影響及び対策、道営競馬の八百長事件について経過及び処置、自主共販に対する助成措置について知事と十勝支

庁長の考え方が異なるようであるかどうか、今回配置された部付調査員の調査事項は前調査員のそれと変りはないか、技監制度の設置について検討しているか、ビートや園芸作物の振興のため機構改革を考えているか、ビート生産計画はどうなっているか、部次長制度設置の理由と分掌事項及び総合開発企画本部主幹と部長との関係等について質疑があり、農務部長、農業改良課長、畜産課競馬班長より答弁、ついで渡部委員(社)より、新しい調査員の権限等は従来の調査員と全く同じかどうか、以前は所属が企画本部で席は農務部に置いていたのか、各部付調査員の必要性についてあらかじめ資料を総務部に出しておいたのか、調査員及び主幹の具体的職務内容、調査したもののは決裁は知事と部長のどちらがするのか(関連して笠井委員(社)より、調査員の特命事項とはいかなることか、部長及び次長の職務と競合することはないか、勤務場所はどこか等について)、技監制度については望ましいことと考えているだけか、帝麻中織の合併に伴い予想される原料の買叩き及び人員整理等について公正取引委員会の公聴会等で問題とされなかつたか、食糧事務所職員を増員について努力方(関連して菅田委員(社)より、内地府県と本道の一日当り検査量は大分開きがあるので善処されたいことについて)、競馬八百長事件をどうして知つたか、また今後の運営改善に対する考え方(関連して岡田委員(社)より、競馬八百長事件については根本的に問題があると思うがこの点に対する見解及び善処方これに関連して権威のあるレース審判及び賞金の増額に努力されたい旨)等について質疑、意見及び要望があり、農務部長、農業改良課長、農政課長、畜産課競馬班長より答弁、次に笠井委員(社)より、生乳共販体制中昭和三十三年度補助事業の未執行分に対しいかなる措置をとるか、農林省に提出のため作成中の計画は今までの三カ年計画とは別のものか、地域共販の問題が出てきたので新しく計画を樹てることになるのではないかと等について質疑及び意見があり、農務

部長より答弁、一旦休憩の後、この問題については次回委員会で再度答弁を聴取することとし、ついで再び笠井委員（社）より、農業改良課所属専門技術員の数、勤務場所、分担事項、琴似の農業試験場に対する専門技術員の配置状況これに関連して琴似駐在の石井某は部屋も机もないとのことであるがどう考えているか及び早急に善処方、道雑連の設立に伴う影響等について質疑、意見及び要望があり、農務部長、農業改良課長、農政課長、農業改良課総務係長より答弁、ついで笠井委員（社）より、食糧事務所の検査問題及び農協開協の事業調整問題について早急対策方を要望、委員長より応答の後農協開協の事業調整問題については配布の別紙資料を次回委員会までに各委員において検討しておくこととした。

⑥ 明日琴似の道立及び国立両農業試験場、月寒の農試畜産部、道立人工授精所、月寒学院等を調査することについて諮り異議なくそのことに決定、次に石狩、空知両支庁管内の水害調査実施については明日午後までに資料提出、それに基いて協議すること及び道内農務事情調査については配布の日程案により実施することにそれぞれ異議なく決定。

⑦ 請願、陳情の審査については都合により次回を行うこととした。
⑧ 明日の委員会は午前十時に開議することとした。

○九月九日 午前十時二十七分、第三委員会において開議、午前十時三

十五分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

二 般 議 事

本日は道内調査の件及び石狩、空知両支庁管内の水害調査を実施するかどうかについて協議を行い、その後札幌近郊の農業関係試験機関の調査を行う予定であつたが都合により先に農業関係試験機関の視察を行うこととし、委員会は一旦散会して後程試験場等で休憩中に水害状況等の説明を聴取の上さきの協議事項について協議する

ことについて諮り、異議なくそのことに決定。

散会后直ちに琴似の道立及び国立両農業試験場並びに同種芸部、月寒の国立農業試験場畜産部、道立人工授精所等の視察を行った、水害調査の件については農業改良課長より別紙「九月六日の豪雨による農作物被害概況」により説明を聴取の後調査を実施することに決し、派遣委員は石畑（自民）高橋（自民）菅田（社）笠井（社）各委員、期間は十日及び十一日の両日と決定、道内調査の件については道北班の空知支庁管内は水害調査を行うので取止め、また道南班は都合により後日機会をみて実施することとし、今回は道北班の分を上川、宗谷、網走各支庁管内の道北班と十勝、根室、釧路各支庁管内の道東班に分け日程を道東班は十五日より十九日までの五日間、道北班は十七日より二十一日までの五日間、派遣委員については道東班は委員長及び岡崎（自民）渡部（社）樋口（自民）堀野（社）各委員、道北班は樋谷副委員長（自民）及び石畑（自民）高橋（自民）菅田（社）岡田（社）笠井（社）各委員として実施することとした。

○九月二十五日 午前十時三十五分、第一委員会において開議、午後三

時二十五分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

一 般 議 事

① 渡部委員（社）より、網走支庁管内における日甜芝糖間の原料集荷地域調整問題に関する現在までの状況について説明を求め、農務部次長より説明を聴取、ついで渡部委員（社）より、今まで道に一人任せられたような形であつたのが最終段階で農林省並びに政治的な考へが入り込み道の意向が根本的に歪曲されて行くのであれば道として今後生産計画は出せないと強く申入れをすべきでないか、上京中の農務部長に信念をもつて折衝するよう連絡されたい旨、また生産計画はどうなっているか等について、菅田委員（社）より、三月二十七日の農務部長通達が実行されず現地の数字で地域変更されるの

であれば通達の権威はどうなるか、部次長の発言の中に「中央当局の指導を仰ぐ」とあつたがこれは了承を求めただけで良いのではな
いか、道の考えが通れば協力するが歪められた場合は徹底的に審議
したいこと等について、堀野委員（社）より、芝糖から日甜に廻す
一万五千三百五十トンの算定根拠、過不足の均衡をはかる点につ
て部落別にまでも割当をしなければならなくなつた理由また会社の
実動能力を基準にせず一率に一日処理能力千二百トンにした理由及
び将来工場新設された場合はどうするか等について質疑及び意見が
あり、農務部次長より答弁、ついで堀野委員（社）より、三十五年
度以降についても道自体が確固たる信念を持つていべきでない
か、部長はいかなる考えで折衝するのか、原料配分に対する部次長
の考え方等について、渡部（社）菅田（社）堀野（社）各委員より、道
の考えが歪められるならば当委員会は了承できないので道案を是非
通すよう努力されたい旨を部長に連絡されたいことについて質疑、
意見及び要望があり、農務部次長より答弁。

② 笠井委員（社）より、九月六日の豪雨による石狩、空知両支庁管
内の被害状況調査の経過について報告、次に道内農業事情の調査経
過について樋口委員（自民）より道東班に関し、菅田委員（社）よ
り道北班に関しそれぞれ報告。

③ 道食糧事務所長より、本年産米の検査計画、組合との交渉経過、
食糧庁長官への陳情経過等について説明を聴取の後、笠井委員（社）
より、五千円の一時金支給について今後の見通し、一時間の検査量
百俵の基準を設けた根拠、欠員補充予定の六十六名分の予算措置及
び残り三十名の充足見通し、受付だけして検査しないということの
ない様に考慮方、組合要求の幾つかが解決された場合実力行使は回
避されるか等について、菅田委員（社）より、実力行使を行つてま
で獲得しようという要求は何か、またこれに対する解決見通し、要
求中の早場米の期限延期について見通し及び定員一千七百七十六名

要求の根拠、欠員補充六十六名の採用時期及びこれに対する組合側
の態度、一人当り検査量は府県より多いことであるかどうかが等
について、渡部委員（社）より、本問題は全国的な問題か、昨年は
ある程度の線で妥結しているがその経過、明日からの実力行使は府
県応援がない場合中止するのではないか、また実力行使が行われた
場合どう解決するか、実力行使の内容はどうか等についてそれぞれ
質疑及び意見があり、食糧事務所長より答弁があつて午後二時四十
三分一旦休憩、午後三時二十三分再開の後、本問題については、明
日組合よりも来て貰い意見を聴取することとした。

④ 明日の委員会は午前十時より開議することとした。

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 甜菜製糖工場の設置について 本別町 長
(2) 園芸農業振興のため農試空知支場に園芸試験地の併置方につ
て 岩見沢市助役
(3) 馬鈴薯原種農場設置について 斜里町 長

○九月二十六日 午前十時三十三分、第一委員室において開議、午後一
時四十四分散会、委員長 二瓶 栄吉（協）

一般議事

① 農業改良課長より、台風十四号による被害状況及び対策について
説明を聴取の後、岡田委員（社）より、天災法による融資は受けら
れるかどうかについて、笠井委員（社）より、被害の大きい果樹地
帯の生活対策及び樹木被害により予想される明年の減収対策につ
て、菅田委員（社）より、江部乙を中心とした空知管内の被害が大
きいので差処されたいことについてそれぞれ質疑及び要望があり、
農業改良課長より答弁、次に委員長より、台風十五号の進行状況に
ついて説明を求め、農業改良課防災係長より説明を聴取。

② 全農林道本部食糧支部長より、食糧事務所職組の闘争事情につ

て説明を聴取の後桶谷副委員長（自民）より、食糧庁総務部長は全国の定数のアンバランスを三年位では是正するといつていたが昨年何人増えたか、今年は六十六人が充足されるのではないか、道内応援検査の状況等について、渡部委員（社）より、昨年増えた四十四名は欠員を埋めたものか、定員は何年も変らなかつたのか、予算編成が固まるのは何時頃か、雑穀検査に対する当局の考え方、一千七百七十六名の要求はしたか、現在定数の増加の必要性について農林省や大蔵省はどう考えているか、手当についてはどうなっているか等について、菅田委員（社）より、定員算定の基準、道条例で雑穀検査が加重されているため労働加重になつていゝ数字は出せるか、道と府県の仕事量に対する定員の差については両者で話合えば分るか等についてそれぞれ質疑及び意見があり、全農林道本部食糧支部長及び執行委員より答弁、ついで本問題に対し中央に対する要望を決める等後刻検討を行うことに決定。

③ 請願、陳情の審査等は都合によりすべて次回に行うこととし、次回委員会は二十九日午前十時より開議することとした。

○九月二十九日 午前十時四十一分、第二委員室において開議、午前十

時四十六分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

一般議事

請願、陳情の審査及び前回より保留となつてゐる懸案事項について審議を行う予定であつたか、上京中の農務部長がまだ帰道しておらずまた出席委員の数も少いため審議を行わず散会した。

○九月三十日 午後四時五十八分、第三委員室において開議、午後五時

五十一分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

一般議事

① 食糧事務所の農産物検査に関する意見書案を別紙案文のとおり提

出することについて諮り、異議なくそのことに決定、本件に対する中央折衝については派遣委員を各党一名の計三名とし期間を明日より十月四日までの五日間とすることに決定、人選については後刻行うこととした。

② 農務部次長より、上京中の農務部長からビート原料集荷地区問題が最終段階を迎えているため本日は帰道できず明日中か明後日一便で帰道したいとのことであるので了承願いたいと要請があつた後、渡部（社）笠井（社）菅田（社）岡田（社）各委員より、一応農林省と話し合いがつき一つの結論が出たと推察されるから、保留中の諸問題について本会議で質疑等する前には是非部長の考え方を聞いておく必要があるため明日委員会が開けるよう午前中に帰道の連絡されたいと要望（関連して委員長及び高橋（自民）石畑（自民）各委員より意見があり）があつた後明日の委員会は午後一時より開議すること及び農務部長には明日午後一時までに必ず帰道してもらうよう委員長より要求することについて諮り、異議なくそのことに決定。

建設委員会

○九月八日 午後一時十五分、第一委員室において開議、午後四時三十

分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

一般議事

① 坂下委員（社）より、九月一日に開かれた常任委員長と自民党幹部との会議の性格、具体的審議内容及び委員長の今後の委員会運営方針等について質疑があり、委員長より応答、ついでこの点について同委員と委員長との間に再三質疑応答が交された後齋藤（正）（社）

坂下(社)各委員より、委員会の運営について自民党幹部がどのようなことを考えまたいつても委員長は委員長として超党派的に運営して行くつもりか、このような構成の中でどのような点について超党派的に運営するのか、また黨員としての責任はどうなるか等について、荒委員(社)より、一日の会議は常任委員長会議でなく懇親会というが委員長以外の者が出席していない懇親会とはどのようなものと言うのか、この会議で常任委員会を超党派的に運営するということを決めた事実はないか等について質疑、意見があり、委員長より応答(奈良委員(自民)より、議事進行の発言あり。)の後坂下(社)荒(社)各委員より、この会議で九月道議会に提案する議案や議会対策の問題特に常任委員会の運営について結論を出している筈であるかどうかについて、齋藤(正)委員(社)より、責任道政の上に立つ超党派の運営は矛盾があると思うがいかなる点を超党派でやろうとするかについて質疑、委員長より応答、ついで荒委員(社)より、超党派でやれる体制になっていない、この際正副委員長は辞任し新たな観点に立つて超党派的に運営すべきではないかと質疑があつた後午後二時二十五分一旦休憩、午後三時十七分再開の後、委員長より応答、ついで議会の構成及びこれが作られた時の状態、超党派運営の解釈、超党派運営を行うに必要な状態等の点について荒(社)奈良(自民)各委員及び西島副委員長(自民)の間に種々意見の交換があり、ついで坂下委員(社)より、会議における協議内容、新聞報道の真否性、超党派運営をするという意図等について質疑、意見があり、委員長より応答の後再び超党派運営、議会構成の経過等について齋藤(正)(社)荒(社)奥野(自民)各委員及び西島副委員長の間に種々意見の交換が行われた、ついで坂下委員(社)と委員長の間に新聞報道は誤報かどうかについて(関連して奈良委員(自民)より意見があり)質疑応答が繰返された後同委員より、委員長の方後の委員会運営に対する所信について質疑、委員長より

応答の後午後四時十九分休憩、午後四時二十三分再開の後齋藤(正)委員(社)より、超党派運営の具体的方法(関連して奈良委員(自民)より意見があり)について、荒委員(社)より、付託案件の審議に入る前にこの問題に対する委員長のはつきりした見解を聴いておきたいので良く考えておいてもらいたいことについてそれぞれ質疑及び要望があつた後明九日午後一時より再び委員会を開くこととした。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 道道函館白尻森線中尾札部函館間道路開さく工事施行について
- (2) 道道上磯湯の川線改良工事施行について
- (3) 市町村本道神山線の道道昇格及び改良工事施行について
- (4) 道道函館亀田線路線延長について
- (5) 町村道上磯七飯線の道道編入について
- (6) 町村道七飯大野上磯線改良工事に対し国費補助について
- (7) 道費河川戸切地川河川局部改修及び河口切替工事並びに道費河川大野川河口付近右岸護岸工事実施について

函館市建設部長、上磯町長、七飯町長

○九月九日 午後一時五十六分、第三委員室において開議、午後四時二十七分散会、委員長 伊藤 弘(自民)

一 般 議 事

① 委員長より、今後の委員会運営方針について所信を述べた後、坂下委員(社)より、与党である自民党は責任道政を推進しているにもかかわらず常任委員会は超党派的に運営するというのは矛盾ではないか、委員長は責任道政とは別に独自の判断で進めるという考えかどうかについて質疑、委員長より応答の後、同委員より、黨員として委員長は今後あらゆる面で制約を受けるものと思うのでこの際党籍を離れて委員会を運営してはどうかと意見があり、委員長より

答、ついでこの点について再三質疑応答（奈良委員（自民）より議事進行について発言があり）が交された後、荒委員（社）より、今のような議会構成の中にあつて超党派はあり得ないし、もし超党派的に運営するというのであれば当然機構もそのように改められなければならぬ、一日の会議において超党派的に運営すると決めても責任は負えないが委員長は社会党にも責任を負わせるつもりかどうか（関連して奈良委員（自民）より、意見があり）について質疑、委員長より応答の後、午後二時三十四分一旦休憩、午後四時五分再開の後この問題に対する委員長の回答は次回委員会まで保留することとした。

② 池田（信）（協）奥野（自民）奈良（自民）齋藤（正）（社）坂下（社）各委員の間に今後の委員会の進め方、これに関連して道内視察、水害被害調査等について意見交換があり、暫時休憩、再開の後、超党派問題に対する委員長の考え方については二十日前後に予定する委員会において明らかにすること、明十日は午前十時より委員会を開き、昭和三十五年国費予算要求概算資料に対する説明聴取及び請願、陳情の審査を行うこととした。

○九月十日 午前十時四十五分、第一委員室において開議、午後一時五十六分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

一般議事

① 委員長より、「昭和三十五年北海道開発に必要な公共事業関係経費の概算要求資料」について説明を求め、土木部長より説明を聴取、ついで坂下委員（社）より、昭和三十四年度の要求額及び昭和三十五年度要求額との対比状況について、齋藤（正）委員（社）より、道路整備五カ年計画、雪寒六カ年計画等に関する資料提出方について、荒委員（社）より、改訂要望補助率と現行補助率、事業量増に伴う人夫等の増員計画、国の計画に対応する道の計画に関する資料

の提出方等について質疑、意見及び要望があり、土木部長、河川課長より答弁。

② 土木部長より、過日発生の水害被害状況に関し別紙「建設省所管昭和三十四年度発生災害被害額調」に基づいて報告を聴取。

③ 荒委員（社）より、事務調査案件である地方道整備促進に関する資料の提出を求め、暫時休憩、再開の後資料「道路整備五カ年計画事業費、進捗度、道路整備状況、雪寒六カ年計画事業費、進捗度、除雪状況、機械整備状況、開発道路指定延長及び道道昇格要望路線」の提出があり、この資料について道路課長より説明を聴取、ついで西島副委員長（自民）より、道道昇格要望軒数について、池田（信）委員（協）より、道道の困道昇格計画について、荒委員（社）より、道道昇格に伴う道路維持管理費の増額見通し、土木現業所別に道路、橋梁、河川の現況函面提出方等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、土木部長、土木部次長より答弁、本件については要求資料が提出された後さらに審議することとした。

④ 齋藤（正）委員（社）より、知事及び部長の特命事項の調査研究に従事するため配置された土木部調査員の必要性の有無、配置の調査員は技術と事務のどちらに堪能の人が、また企画本部との関係及び調査旅費等の経費支出並びに職階上における立場等はどうなるか、特命事項の調査研究とあるがいかなる点を調査させるか等について質疑があり、土木部長より答弁、ついで同委員より、土木行政上における経済効果については企画本部主幹の特命事項である、他部のよう一般行政に反映させる調査研究事項はなく秘密的存在となり設置の理由がないがこれに対する見解について質疑及び意見があり、土木部長より答弁、再び同委員より、普及事務については既に各課で行つておりさらに普及したいという事情はどこにあるか、調査員にいかなる仕事を与え一般道政にどのように反映せしめるか等について質疑及び意見があつた後、午後一時五分休憩、午後一時四十一

分再開、土木部長より答弁の後、坂下委員(社)より、調査員の補助職員はどうするか、席を主管課に置く理由、調査員はむしろ土木行政推進上支障となるのではないかと等について質疑及び意見があり、土木部長より答弁。

⑤ 道内土木事情視察の班編成及び日程作成等を委員長に一任することとした。

○九月十九日 午前十一時十五分、第一委員室において開議、午前十一時五十八分散会、委員長 伊藤 弘(自民)

一般議事

① 保留中であつた委員長の委員会運営方針に関する答弁については引続き次期委員会まで保留することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 請願、陳情の審査については土木関係道内視察の終了後行うことについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 道内土木事情視察の日程については配布の別紙日程によることとし、また視察委員については石狩、空知支庁管内を委員長及び奈良(自民) 遠藤(社) 齋藤(正) (社) 荒(社) 岩田(徳) (自民) 池田(信) (協) 各委員とし、十勝、釧路、根室支庁管内を西島副委員長(自民) 及び奥野(自民) 竹内(社) 坂下(社) 藤枝(自民) 各委員とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。(散会后二十日出発を二十一日とすることに変更。)

④ 前委員会において荒委員(社)より要求のあつた資料「現業所別道路、橋梁、河川等の現況図」の提出があつた旨の報告があつた後西島副委員長(自民)より、十四号台風による被害判明分について報告を求め、土木部長及び建築部長より報告を聴取、ついで西島副委員長より、家屋全壊に対する国の助成はどうなるかについて質疑があり、建築部長より答弁。

⑤ 齋藤(正)委員(社)より、調査員の調査内容について質疑があり、土木部長より答弁、ついで同委員より、特命事項は知事の命令によりやるのか部長の命令によるのか、調査研究に際し具体的な問題にぶつかつた場合はどうするか、一般行政の中にあつて調査員から意見を聴取することになると特命事項を逸脱することになるのではないか、土木事業全部が公共事業であるので一人の調査員では容易に結論は出せないと思うが特に道路、橋梁等の公共事業推進上打開すべき隘路を研究することが必要であること等について質疑及び意見があり、土木部長より答弁。

⑥ 委員長より、昭和三十五年度公営住宅建設計画について説明を求め、建築部長より別紙「昭和三十四年度公営住宅建設状況、第三期公営住宅建設三カ年計画及び実績の全国比、昭和三十五年度公営住宅建設事業全国比、昭和三十五年度公営住宅建設(坪当り単価)比」について説明を聴取。

⑦ 委員会終了後琴似町道立寒地建築研究所及び札幌市内における道営住宅建設状況を視察することについて諮り、異議なくそのことに決定。

⑧ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 恵庭町地内漁川及び島松川緊急並びに恒久対策工事施行の件

恵庭町長

(2) 美唄川治水促進の件

美唄市長

農地開拓委員会

○九月七日 午後一時四十五分、第三委員室において開議、午後二時二十

五分散会、委員長事故のため副委員長 黒松秀夫(協)

一般議事

① 農地開拓部長より、新任の総務課長、開拓経営課長、農地課長の紹介があつた。

② 山田委員(社)より、土地改良事業の推進、既入植者の経営安定、新規開拓事業の計画的推進、自作農維持創設資金の拡大、昭和三十五年予算等に関する中央折衝の経過について報告。

③ 尾崎委員(自民)より、不振土地改良区の数について質疑、農地開拓部長より答弁の後本件については次回委員会において検討することとした。

④ 明日より行う道内親察に際しては恵庭開拓地の水害状況、美町の泥炭地試験場及び索道客土、中標津農試支場、鳥取の泥炭地試験場等についても時間の許す限り視察することとした。

⑤ 次回委員会は二十一日に開催することとし、第三回定例会に提案する追加更正予算、不振土地改良区、不振開拓地等の問題について審議することとした、なお大石(社)橋本(正)(社)尾崎(自民)各委員より、その際農地開拓に対する基本的態度と具体策について資料を提出されたいと要望があつた。

⑥ 請願、陳情の審査は都合により次回委員会において行うこととした。

⑦ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 昭和三十四年度畑作農産物価格安定について

北海道開拓農業協同組合連合会

(2) 栄原土地改良区の再建について 長万部町長

○九月二十一日 午前十一時三十七分、第三委員室において開議、午後

零時三十七分散会、委員長 堀田 毅(自民)

一般議事

① 大石委員(社)より、道内開拓事情調査の経過について報告、ついで胆振、後志、日高各支庁管内の調査日程について諮り、意見交換の後、異議なく配布の日程案のとおり行うことに決定、不振土地改良区である長万部栄原地区及び石狩志美地区、恵庭町の防災工事状況等については適當の時機を選んで調査することとした。

② 委員長より、第三回定例会に提案する予算はどのようなものについて、要求予算の内容について、大石委員(社)より、査定状況について、委員長より予算が明らかになる時期についてそれぞれ質疑があり、農地開拓部長より答弁、ついで黒松副委員長(協)より、十四号台風による被害状況について質疑があり、農地開拓部長より答弁。

③ 委員長より、不振土地改良区振興対策試案について説明を求め、土地改良課技師より、石狩美志、森、長万部栄原、白老、苫小牧樽前、三和の六地区について説明を聴取、ついで農地開拓部長より補足説明があつた後総務課長より不振土地改良区振興対策について小委員会より指摘された四点に対する措置経過について説明を聴取の後尾崎委員(自民)より、優良地区及び開拓不振地区についての資料提出方要望があつた。

○九月二十二日 午前十一時十八分、第三委員室において開議、午後五

時三分散会、委員長 堀田 毅(自民)

一般議事

① 本日の委員会の進め方について意見交換の後午後一時より会計検査の講評があるのでその頃に一旦休憩しその後適當の時間に委員会を再開することとした。

② 農地開拓部長より、北海道開発予算の各省要求概要及び北海道開発審議会の北海道開拓當農振興対策に関する建議の内容並びに開発する諮問に対する答申内容等について説明を聴取の後橋本(正)委員(社)より、予算要求額の対前年度倍率は実行予算に対するものか要求額に対するものか、入植戸数を五百戸に縮少したことは既入植者の安定に力を入れるためか等について、大石委員(社)より、開発審議会に求められて述べた道の意見は農地開拓部の基本的意見か、この意見はいつ提出したか等について、道下委員(社)より、開拓地の経営拡大のための入植者間引きや集団移動が打出されているが困に対する予算要求の中におり込まれているか、集団移動は長期間を要し計画樹立するにも負債等悪条件が多いが具体的計画はあるのか等について、清水委員(社)より、経営の安定策に対する部長の考え方は知事の考え方と違うのではないかについて、尾崎委員(自民)より、牧野関係土地改良に対する補助率と開拓関係土地改良に対する補助率は差があるが同率にならないか、また畑地の土地改良と水田の土地改良に対する補助率は合理的か等について、山田委員(社)より、土壌改良事業補助について道は八割を要望し農家は実現の可能性があると期待しているが農林省の要求は六割であり、道はこの不足分を負担する考えがあるか、国ができれば道がその責任を果すべきであること等についてそれぞれ質疑及び意見があり、農地開拓部長、土地改良課長より答弁、午後零時四十二分一旦休憩、(午後三時八分再開の後橋本(正)委員(社)より、予算要求について知事、自民党、委員長などの意思が現れているか、委員長は相談にあつたか、対前年度倍率は予算要求額と対比すべきでないか及

びこれについて資料提出方、入植戸数の暫減ということは順次止めるということになるか、入植者五百戸に暫減した理由は何か、集団入植移転については負債がある者をどのように考えるか、移転場所は良いところになるか、また畑作土地改良についてはピート生産振興工作の裏付にしかすぎないではないか等について、山田委員(社)より、入植年次計画はどのように樹てられているか、未開発地を何年間で入植させるか、五カ年計画は知事就任以前のものであるが知事はこれをどのようにするのか、農村二、三男対策はどうするか、また新規入植との関連はどうか、入植戸数を暫減して二、三男対策が講ぜられるか等について、清水委員(社)より、既入植者の経営安定を図るため新規入植を減ずるといふが新規入植は五カ年計画により行いながら既入植者の安定を図るべきである、また二、三男対策は重要でありこの点を充分に考え新規入植を進めるべきでないか、集団移転は新規入植ともなるが枠がなければなおざりになるのではないか、二、三男対策は全国の希望者を扱わねばならないのではないか等について、大石委員(社)より、部長は意見を出す場合になぜ委員会に諮らなかつたか、委員長はこれについて相談されなかつたか等についてそれぞれ質疑、意見があり、農地開拓部長より答弁、ついで大石委員(社)より、部長個人の事務的な考え方で委員会に意見をきかず答申されたことは遺憾である、また不振土地改良区対策の意見に対する措置についても具体的に示されていないのは不満であることについて(関連して橋本(正)委員(社)より同様意見があり)質疑及び意見があつた後一旦休憩、再開後、大石委員より発言があつて本問題に対する答弁は日を改めて委員会を開き聴取することとした。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

開拓地上壌改良事業費に対する道費四割補助等について

石狩開拓當農促進協議会

水産委員会

○九月三日 午後一時二十分、第三委員室において開議、午後五時四分

散会、委員長 麻里 悌三（自民）
請願、陳情の審査

陳情

第九三号 噴火湾のトド駆除の件

（採 択）

一般議事

① 川村委員（社）より、今回の人事異動により発令された水産部調査員の氏名及び職歴について質疑、水産部長より答弁の後同委員より、水産部の服務規定には調査員についての規定があるか、また何課に配置され部下は何名で格付けはどうなるか、北海道訓令第五十三号第三条第二項で「調査員は知事及び部長の特命事項の調査研究に従事する」とあるが調査員は知事の直属か、または部に属するものか、部内で行われていることで部長の知らない特別の事項というものがあるのか、また部長が決裁しないで部外に書類を出すことがあるのか、部内で調査の出来ないものがあるのか等について質疑及び意見があり、水産部長より答弁、ついで特命事項の意味内容について質疑答弁が交された後さらに同委員より、調査員の地位、これに関連して課長の補佐役であることを規定した分掌規定の有無及び課次長との関係等について質疑及び意見があり、水産部長より答弁、ついで委員長より、部長の答弁では皆が納得できないので総務部長と充分打合せの上納得のいく答弁をされたいと要望、ついで川村委員より、この件に対する委員長の見解を求め、委員長より応答があった後、本問題については水産部長が総務部長と充分打合せの上あらためて答弁を聴取しそれで納得できない場合は総務部長の出席を

求めることとした。

② 島本委員（社）より、漁業協同組合中央会の設立に関し委員長と信漁連会長が会談したことが報道されているが委員長として行動したのならば事前に委員会に何の相談もなかつた理由、またこのことについて知事に協力を要請した事実の有無について質疑、委員長より応答の後同委員より、年間所要経費三千万が必要とかなり具体的に発表されている点及び中央会の機構と道の水産行政に対する影響及び予算措置等に対する部長の考え方について質疑、委員長より応答、水産部長より答弁、ついで同委員より、誤解を受けるので委員長は慎重に行動されたいことについて要望があり、委員長より応答、次に大島（仁）委員（社）より、部長は今回の異動に際して道会議員や政党の介入を受けた事実はないか、最近特定の議員が異動の際相談を受けたという風評があるがこれに対する委員長の見解について質疑、委員長より応答、水産部長より答弁の後同委員より、委員は人事に介入することのないようにされたい、また部長は充分注意されたいこと、また先日ある単協の役員会の傍聴を断られたがこの様なことのないようにしてほしいこと等について要望、次に漁業協同組合中央会の設立に関する新聞報道に関連して川村委員（社）より、この様な問題を立案する過程において自民党だけで協議して決めるのか、自民党の考え方はどうかと質疑があり、委員長及び阿部副委員長（自民）西野委員（自民）より応答。

③ 水産部長より、羅臼沖のイカ、サンマ漁業の一部とメヌキタイに關する調整規則の一部改正を道連合海区調整委員会に図ることを述べ改正点について説明、ついで川村委員（社）より、サンマ漁について現在まで自由操業であつた十トン未満を規制する理由及び五十トン未満を二十トン未満に押えた理由これに関連して大臣権限の強化が強く打出されて来ているように思えるが派生して各府県の船が多数入ってくるのではないか等について（関連して時田委員（社）

より、道は対策をもつて折衝したか、押しつけられて引き退つてきたのか、長期に亘つて護るために努力してきた権限を唯々諾々と手放すのは誠に遺憾であることについて、阿部副委員長（自民）より、イカ漁について羅臼沖だけが許可制になつた理由についてそれぞれ質疑及び意見があり、水産部長より答弁。

④ 委員長より、漁業協同組合整備特別措置法制定に関する資料をとりまとめ強ちに中央折衝する必要がある、また水産庁も人事異動があつたのであわせて北海道の実情を説明するため上京すること及び道内視察を道東、道北の二班に分れて日程案の通り行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、委員を上京班と道内視察二班に分けることとした。

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。
トド駆除事業に対する道費助成の件 長万部漁協組合長

○九月四日 午前十時三十五分、第三委員室において開議、午前十一時五十八分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

一般議事

① 配布の北海道漁業協同組合整備計画資料について説明を聴取のため午前十時三十六分一旦休憩（休憩中、信漁連専務より説明を聴取、ついでこれに対し各委員より種々質疑が行われた）、午前十一時五十分再開。

② 上京委員は委員長及び各党二名とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 次回委員会は七日午後一時より開議することとした。

○九月七日 午後二時二十一分、第二委員室において開議、午後四時四

十八分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

請願、陳情の審査

請願

- 第一一〇号 留萌海域のいか資源調査実施の件 (採 択)
- 第一四〇号 留萌地域に水産試験船常置の件 (採 択)
- 第三九号 豊富町漁業協同組合借入に係る農林漁業資金の損失補償に対する財政措置の件 (保 留)
- 第四三〇号 海難防止施設設置の件 (採 択)
- 第四四〇号 後志管内漁業安定対策推進の件 (採 択)
- 第四五〇号 水産技術制度強化の件 (採 択)
- 第七〇号 道漁業協同組合整備促進条例一部改正の件 (採 択)

陳情

- 第一〇一〇号 水産業改良助長立法化の件 (採 択)
- 第一〇二〇号 漁業協同組合整備特別措置立法化の件 (採 択)

一般議事

① 水産部長より三日の委員会における部付調査員に関する川村委員（社）の質疑に対し保留中であつた答弁を聴取、ついで川村委員（社）より、知事の特命事項に重点があるならば知事室に、部長の特命事項に重点があるならば部長室に置くことが妥当である、また部内職員で調査不能のものがあつたとすれば部の機構を改めるべきであり、調査員が調査すべき事項があつたとすれば部長室に置くか別室を作るべきである、更に身上調査は人事課考査員がやるべきで部付調査員がやるのはかえつて行政効率を低下させることになる、現在本人が休んでいるがその間充分検討の上調査事項が決つたら次の委員会で説明されたいこと等について意見及び要望があつた。

② 川村委員（社）より、漁業制度調査会の件については早く道の意見をまとめて相談すべきでないか、経過報告だけでも早い機会にされたい、知事の道東視察の際の談話の中で近海安全操業問題及び領土問題の他に漁民の補償のことについてもふれていたが補償とは何

を指すのか等について質疑、意見及び要望があり、答弁は次回委員会において聴取することとした。

③ 道内水産事情視察については上京委員が帰つてから委員会を十七日に開き十八日より実施することとした。

○九月十七日 午後一時四十四分、第一委員室において開議、午後二時

四十分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

一般議事

① 委員長より、漁業協同組合整備特別措置法の制定、水産業改良助長法の制定、日ノ近海操業の安全操業等の問題に関する中央折衝の経過について報告。

② 島本委員（社）より、札幌市新川し尿処理場のし尿がオタルナイ川に流出し漁民に大きな損害を与えた事件に関し、かかる事態となる前に道は何らかの対策を樹ていたか、被害に対しどのような対策を持つているか、また関係部といかなる連携をとりどのような指導対策をとっているか等について質疑、水産部長より答弁の後同委員より、ホツキ目に対する救済措置、補償に対する指導対策、文化観光都市であり北海道の中心である札幌市においてかかる事件が生じたことは遺憾である、各部と充分連絡の上最善の措置をとられたこと等について（関連して秋山委員（協）より、この問題の主管課はどこか、衛生部及び土木部と協議したか 補償に当り責任のなすり合いをしないよう充分連絡指導されたこと等について）質疑、意見及び要望があり、衛生部長より答弁、ついで委員長より、ホツキ目に対する速かな補償措置及び関係部課と連絡の上恒久的対策の樹立について善処方を要望。

② 道内水産事情視察については都合により道北一班とすることに決定、なお請願、陳情の審査についてはこの視察実施後に行うこととした。

③ 川村委員（社）より、簡易漁港工事費の予算要求状況、浅海増殖事業に対する国費補助がなくても道単事業として行う用意があるか等について、島本委員（社）より、学童のイカ釣り問題に対する指導対策及び最低賃銀法との関係についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長より答弁。

④ 次回委員会は第三回定例道議会招集日の前日九月二十九日とすることに決定。

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。
オタルナイ川へのし尿流出に伴う損害補償の件
小樽漁業協同組合代表

○九月二十六日 午時十一時三十五分、第三委員室において開議、午後

三時十二分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

一般議事

① 委員長より、十四号台風による被害状況と応急及び恒久対策について説明を求め、水産部長より説明を聴取、ついで窪田（茂）委員（社）より、動力船無動力船の大破百八十隻に対する対策及び漁船保険未加入船に対する対策について、川端委員（自民）より、漁船漁具の融資については町村単位で系統融資を受けられるか（関連して阿部副委員長（自民）より質疑があり）、天災特融法の適用が遅れると漁期を逃すことになるので早急に措置されたいこと、漁業信用基金協会を充分活用してこれら災害資金の円滑なる運用を図らねばならぬがこれに対する道の方針等について、松平委員（自民）より、漁船保険金の支払い及び預貯金払戻しの早急実現方についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長より答弁の後、現地調査について協議を行い今回は一番被災度合の大きい松山、渡島、後志方面を中心として二班に分れ二十六日より二十九日まで四日間にあつて行うこととしその他の地区については後日に調査することとした、

なお派遣委員は第一班（松山、渡島）が阿部副委員長（自民）及び西野（自民）川村（社）各委員、第二班（後志）が時田（社）松平（自民）島本（社）各委員とし、日程は配布案のとおりに決定。

② 委員長より、道北方面の水産事情視察経過について報告があつた。

③ 川村委員（社）より、五経営体の形態変更の問題について質疑、委員長より応答の後川村（社）時田（社）松平（自民）各委員より、この問題については事情も変つて来ているので早急に検討してはどうかと意見があり、委員長より早急に取上げたいと応答。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) にしん及び災害資金の整理について
道調整規則の一部改正（沖刺網）について
稚内漁業協同組合長

(2) 十四号台風による被害対策について
礼文町長
留萌支庁長

(4) 同
漁民同盟書記長

(5) 同
信漁連業務部長

(6) 同
宗谷支庁長

文教林務委員会

○九月五日、午前十一時十二分、第一委員室において開議、午後五時三十分散会、委員長 大沢重太郎（自民）

請願、陳情の審査

請願

第四六号 羊蹄山治山事業促進の件

（採 択）

第四七号 ニセコ道立自然公園及び積丹半島小樽海岸を国立公園

指定の件 （保留）

第四八号 後志支庁管内の林業改良指導員増員の件 （採 択）

第八四号 民有林の人工造林推進の件 （採 択）

一 般 議 事

① 教育長より、新任の施設課長、財務課次長を紹介、ついで山元副委員長（自民）より、公立小中学校の施設整備に関する中央折衝の経過について報告の後、異議なくこれを了承。

② 塚田委員（社）より、教育委員長に対し先に定山溪北海荘で行われた小学校教育課程研究協議会開催問題に関し、バリケードの中において行われたこと及び警察官の要請がなされ十数名にのぼる重傷者を出したこと等世論を騒がした事態について基本的にとどのような考えをもっているか、また正しく行われたと思うか、教研協開催に当りどのような具体的な態度をもつて進んだか、先の道議会終了後委員会はどのような論議をし経過をたどつて結論に達したか、協議会の実施について教育長に一切の権限を与えたというがいつの委員会でのような権限を与えたか、またそれが正しい姿だと思ふかどうか、八月二十七日の教育委員会でのような権限を与えたという決定記録があるか、このような重要なことを記録に残らないような協議会でやつた理由、またこのような問題に対し記録もないということに対し責任を負うのか、開催場所を警備するための警官を要請する権限と警官の出動を要請することの権限を教育長に与えることは教育委員会としての使命を自ら放棄したことにならないか、またこのような権限を与えて誰と何を交渉しようとしたか、またこの重大な時期に教育委員が現地に行つて教育長と話し合いをしながら事態の解決をはかるべきで一切の権限を教育長に与えて紛争の起きないよう話し合いをしたといつているがそれが正しいと思つているか、八

月二十九日から三十日の早朝にかけて行われた事態の円満解決のため話し合いの事実を確認するか、またその話し合いの結論が実施されなかつた理由、交渉した相手方に北教組の代表が入つていたことを認めるか、定山溪で文部省と交渉しその結果断行することになつたというがそのとき何故共催を断つて独自でやると言えなかつたか、それまでの自主性がどうしてもなかつたか、八月六日付で出された文部省の警察官出動要請の公文書を何日に承知したか、委員会で話題にならなかつたか、委員会に報告があつたのは第二回道議会が終る前か後か、このような重大な公文書が委託されていることを当時の教育委員会がわからなかつたことは職務怠慢ではないか、八月三十日の民共闘との話し合いの中で日航前のバスに集つた受講者の措置について混乱回避のためにこれ以上受講を強制しない、バスの中の参加者は退散しその後受講者の自由意思に任せるといふような取決めを行つたがこのことを認めるか、またそのことを教育委員会のある課長から聞いていないか、十二屋旅館で民共闘の代表者と話し合つた事柄はどこまで進んだか、そのとき警察官を出動させる意思はないといふふうに答えたか、そのとき警官の出動は要請しないといふ意思を表明しているのに警官が出動しているが誰が出動させたと思うか、教育長は教育委員長の意思に反してすでに二十九日午後十時に東署と中央署に対し出動を要請しているがこれをどう思うか、回避する道はなかつたと考えるかどうかについて質疑、教育委員長より答弁、ついで林(謙)委員(自民)より、議事進行について発言を求め、質疑毎に委員長に発言を求めて交互に起立する方法で今後の質疑応答を続行されたい旨の発言があつて、そのように取扱うことにした、次に塚田委員(社)より、教育長に対し今回の事件に対する所信、八月二十九日、三十日は問題解決の時間的相場であつたが、この二日間はどう考えていたか、この一番重要な時期に委員会を離れて現場に行き二十九日から三十日にかけて起つた事態について

知らなかつたというが本当にこの事態を知らなかつたのか、八月十三日学校教育課長が定山溪北海荘へ行き宿泊の申し込みをやつた事実があるか、そのとき偽名を使つたことを認めるか、また百七十七名程度の宿泊があるので借りたいということだけの意思表示であつたか、そのとき東神楽農協婦人部、由仁農協婦人部等の名前を使つて申し込んだことを認めるか、それともそのような名前を使つたことについて全然関知しないか、誰の名前を使つてもとにかく別な名前にしてくれと全部旅館主にまかしたか、誰の名前を使つたか確認したか、場所を借りるのに館主にそういう事情を一言も話さなかつたか、九月三日の午後三時から開かれた民共闘との話し合いで東神楽等という言葉を使つているがどんな名前を使つても関知しないでそれでよいと思うか、教育長は館主と会つているか、会わなかつたのは必要ないと思つたからか、学校教育課次長は館主に合つたか、旅館主の判を取らなければならぬ重要な要請文を経営全般について番頭に委任されているという認識でやつたのか、当日館主は不在であつたが館主も確めず番頭が一切やつてくれるだらうといふことですまされるところか、このことについて教育長が行つて事情を話し判をもらうのが至当ではなかつたか、協議会開催中に多くの人が事態の円満解決について面会を申し入れたところ教育長の命令で拒否されたがそのような不見識なことがあるか、第二回定例道議会を受講者名簿(七月十七日現在)が提出されたが実際の受講者とは一致していない、また先に道議会事務局長名をもつて求めた文書の答弁では文部省が反対であるので提出できないと回答しているが文部省のいうことを聞いていちいち議決事項を引込めなければならぬのか、七月十七日の予定者を訂正して出す用意があるかどうか等について質疑、教育長、学校教育課長、学校教育課次長より答弁があつて、午後三時二十三分休憩、午後四時五分再開次に湯田委員(社)より、今回の問題について世論が大きかつたがその心境、受講者の

中で私的な立場から出席した人もいるが事実かどうか、三十日の定山溪で横路衆議院議員始め代表一行五名が教育長に面会を求めたがこれを拒否した理由、また二十六日に教育長に対し重大な問題に発展するので話し合いをするよう電話で話したがこのことについて耳をかさなかつた理由、受講者の数、受講者の中に私的立場によつて出席した人及び替玉などが参加しているとするれば責任をとるかどうかについて、林(謙)委員(自民)より、この度の研究協議会は何故開かなければならなかつたか、各地に混乱があつたが川満遂行のためどのような努力を払われたか、何者かどの位の違法不当行為が行われたか、今後の対策をどのように樹てるか、他府県ではプロソク伝達講習をやつているところがあるが本道のみ遅れることがあれば児童生徒の学習に大きな影があるのではないか、民教團との交渉された内容について教育の広場をもち得る交渉がなされたか、この計画を放棄せよというのか、また話し合いの後実施の段階にいたつて一カ月延期という話し合いになり共催者である文部省との折衝の結果延期は適當でないということであつたと思うがその点の経過、面会拒絶したことについて研究協議会の進行過程であつたので面会を断念したがそのとき一カ月延期することが不可能な状態であつたと承知してよいか、受講予定者に対し不参加の説得その他の行動等個人グループに対し阻止した行動があつたか、当時札幌日航前のバスが四時間出発が遅れ会場に行きたいという希望を無視されたまた会場に入る時にも阻止に会い警官出動が要請された事実は受講者の自由意思を集団圧力をもつて阻止せんとする人権じゆうりんと思うがその時の情況、また現場においては北海荘の壁に多くのピラが張られ宣伝カーによる騒音、かんしやく玉戦術、ピケ隊のシグザク行進など付近住民の非難を浴びピケに参加した教師の信頼がうすれると思うがこれの対策及び受講者の心理的安定に対する責任、教研協の成果が上らなかつた補てんはどうするか、協議会の内容についての今後の

PRをどのように考えているか、また盛んに行われている指導主事ボイコットに対する対策等について質疑、教育委員長、教育長、学校教育課長より答弁があつて、委員会は明後日午前十時より開議することとした。

○九月七日 午後一時十五分、第一委員室において開議、午後四時二十

一般、議事

① 小学校教育課程研究協議会開催問題に関し、池田(金)委員(協)より、定山溪において道議会議員が面会を求めたとき教育長は面会を拒否したが話し合いの場をもつことが妥協の点ではなかつたか、また北海荘で横路衆議院議員と会つたと聞くが事実かどうかについて、山下委員(社)より、教育委員会が警察官の出動権限を教育長に委譲したことが正式の委員会ではなく協議会によつてなされたこと及びこの権限委譲を議事録にとめておかなかつた理由について、塚田委員(社)より、文部省との共催を決めたのは予算要求の当初すでに委員会決定しているとのことであるが何月何日の委員会で決めたかその時の会議録の提出方についてそれぞれ質疑及び資料提出要求があり、教育委員長、教育長より答弁、塚田委員(社)より、更に受講者名簿、教育長に研究協議会実施上の一切の権限付与を決定した委員会の会議録について追加資料提出の要求があり、委員長より、資料提出要求の取扱について諮り、林(謙)(自民) 塚田(社) 湯田(社)各委員より意見があり、教育委員長より提出の時期についてのメドを今日中に回答する旨の答弁があつて、暫時休憩、午後一時五十分再開、教育委員長より十一日までに委員会を開き回答したい旨を答弁、次に山下委員(社)より、一昨日の林(謙)委員(自民)の質疑に対し教育長は外部騒音について受講者は心理的圧迫があつたといつているが受講者の中には講習会が終つてから受講した

が納得がいけないという人が少からずいたようだがこの状況を把握しているか、また受講しても納得がいけないものに対しどのようにするか、受講者の中には帰りたいという者もあつたと推測されことに講習会全体から何か重圧を感じ帰りたいとい出せなかつたとも聞いているが事実かどうか、帰郷を阻止するために受講者のくつをかきしたような事実があつた場合どのような措置をとるか、電話に監視をつけた事実及び道議会議員その他の人に面会を拒否しながら報道関係者を入れて取材を許したことに對する考え方、二十八日警備要請を口頭で行つたが道警備部長から文書で出してくれといわれ教育長が旅館主の要請とあわせて二十九日午後十時に道警本部に提出しているがこの間教育委員会と連絡をとつていないことに對する見解、二十九日委員会の方が現地から帰つて来て北教組との話し合いの中で「受講を中止させる」ということを明らかにしているがこのことを足がかりに民共闘が紛争回避に動いたのであつてこの問題について大きな根拠があるはずであるのでその状況、今後教育長が教組といろいろの問題で団体交渉をする場合あのような思想と体制で話合ふならば混乱はいつまでも回避できないと思うが今後も敵視思想をもつものかどうかについて質疑、教育長より答弁、ついで塚田委員(社)より、教育長の辞職を要求する理由を述べ、辞職についての所信について質疑、教育長より答弁、次に林(謙)委員(自民)より、教育課程改訂に関する学習指導要領について教員がみたものが少ないと報ぜられているがそのようなことがあるか、また交渉過程の中において指導要領のどこが悪いから放棄せよという内容があつたか、講習会は天くだり式かあるいは参加した者が質疑応答ができたか、民共闘がこの計画を反対する目的のためピケを張ることとは違法であり第三者の不当介入になると思うし相手は納得しなればこの計画を放棄するという権限を与えられていない以上教育長は両当事者に不詳事態を発生せしめないため法に示された所定の計

画を遂行するためには警官の出動も起り得ると思うが円満解決のため交渉の限界をどこにおくか、また警官の出動要請を根本的にどう思つているか、定山溪の旅館などで聞いたところ間違つた考え方のものが多いが道教委のPRがたりないのではないか、道教委のつた行動が正常な職務行為であつた場合不当な集団圧力により妨害があつたとすればその責任を明確にしなければならぬしこの度のとつた行動において違法性があるかどうか、またこれらの行為がいかなる処分に該当するかを明確にすべきでないかについて、山下委員(社)より、教育長が手を打つた講習会の開き方のテクニクに問題があると思うが警官出動により行われたことに對する考え方、今後どのように北教組に対処していく考えかについて、湯田委員(社)より、今回の受講生は地域的にかなり偏在しているが今後の伝達講習会に支障はないか、文部省と道教委との共催の解釈等についてそれぞれ質疑、教育委員長、教育長、学校教育課長より答弁、次回委員会は十五日から二十日の間に開くこととした。

○九月二十一日 午後一時四十二分、第一委員室において開議、午後二時五十五分散会、委員長 大沢重太郎(自民)

一般議事

① 山下委員(社)より、後志、渡島各支庁管内における治山関係及び自然公園施設に関する視察の経過について報告の後、異議なくこれを了承。

② 委員長より、去る九月五日及び七日の委員会において塚田委員(社)から要求のあつた教育課程研究協議会に對する資料の提出について教育委員長の答弁を求め、教育委員長より答弁、ついで塚田委員(社)より、受講者名簿の提出について再度要求、また文部省との共催の態度を決定した日の会議録及び研究協議会開催に関する一切の権限を教育長に委譲することを決定した日の記録の提出がで

きない理由について質疑、教育委員長より答弁、塚田委員（社）より、委員会の一致した意見として受講者名簿の提出を要求したので委員長において取計われたい旨を要望、ついで会議録は提出できるのかできないのかについて、林（謙）委員（自民）より、受講者の名簿を提出した場合これに参加した受講者の精神的打撃を受けると思うし一方新聞報道によれば教研協に出席した指導主事のボイコット及び受講者に対する離職勧告がされていると聞くが今後これらの指導主事の職務執行ができないのではないかと思われるのでそのような事実があつたかどうか、また受講者名簿の提出については質疑の形で行うのであればよいが委員会の権限の範囲を越えて調査することには強い疑義があると思うので今後の慣例との関連において軽々しく扱わない方がよいのではないかについて質疑及び意見があり、教育長、学校教育課長より答弁、塚田委員（社）より、現地において不測の事態が起ることを懸念しているというがこれらの問題をうやむやにすることは教育行政上のまじいことではないので確固たる信念をもつべきでないか、また新聞紙上に発表した以上その信憑性があつて然るべきだと思つるので具体的に答弁されたいことについて、湯田委員（社）より、名前を公表しなければ各地のボイコットはなくなるかどうかについて質疑、教育長より答弁、山内委員（社）より、塚田委員（社）の要求資料三点について提出しないのは議會軽視であるので今後の措置について党の態度を協議したいので休憩されたい旨の発言があり、林（謙）委員（自民）より、休憩前に教育長に質疑しようとしたが塚田委員（社）より、休憩されたい発言は取消すので林（謙）委員（自民）の質疑を続行してもらいたいと述べて社会党委員一せい退場したため、暫時休憩、午後二時五十五分再開、委員長より、議事の都合により明日午前十時より開議することとし改ために招集状は出さない旨を述べた。

○九月二十二日

午後一時十五分、第一委員室において開議、午後二時五十分散会、委員長 大沢重太郎（自民）

請願、陳情の審査

請 願

- 第七号 市立芦別啓南高校道立移管の件 (保留)
- 第三五号 旭川ろう学校に高等部設置の件 (採 択)
- 第三六号 白樺新学園帯広商業高等学校創設の件 (保留)
- 第四九号 後志地域内の通学者専用ディーゼルカー運行の件 (採 択)
- 第六二号 滝川工業高校校舎改築並びに機械課程及び建築課程増設の件 (保留)

陳 情

- 第一二号 道立肢体不自由児養護学校設置の件 (保留)
- 第一九号 小樽市に道立肢体不自由児養護学校設置の件 (保留)
- 第一三三号 教員旅費増額の件 (採 択)
- 第一五号 道立小樽桜陽高等学校増築の件 (議決不要)
- 第一六号 地方教育研究所に対し助成の件 (採 択)
- 第三四号 北海道図書館八雲分館移動図書館整備強化の件 (採 択)
- 第五一號 点字図書館の増設並びに整備の件 (保留)
- 第七九号 本道における視聴覚教育振興の件 (採 択)

一 般 議 事

① 塚田委員（社）より、教育課程研究協議会に関する質疑は去る九月五日及び七日の教育委員会会議録を更に取調べることにしているので一応打切る旨の発言があり、異議なくこれを了承、ついで湯田委員（社）より、去る八月三日赤平住友小学校で原水爆禁止の問題が起つている最中被害者に千羽鶴を贈つて慰問しようとすることに

なつたがこれに対し八月二十四日に公安調査官の介入があつたことについてどのように判断するかについて質疑、教育長より答弁。

② 肢体不自由児養護学校設置の件について強く国に要望するため今議会に意見書を提出することについて諮り、異議なくそのことに決定。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○九月七日 午前十一時四十分、第一委員室において開議、午後零時九

分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

① 委員長より、先に開催された開発審議会並びに鉱工小委員会に出席した会議の概況について報告の後、異議なくこれを了承。ついで総合開発企画本部長より、各主幹を紹介の後、財政課次長より、昭和三十五年開発庁要求予算の概要について説明を聴取、秋山委員（協）より、小団地土地改良に対する補助予算はどのように要求されているのか、四百戸の新規入植に対する考え方はパイロットプログラム式の入植であるかあるいは二、三男対策をその方法としているものか、多目的ダム建設の予算はどのようなかについて、井野委員（社）より、建設省における予算要求は開発庁と足並みを揃えているが農林省は現行補助率で要求しており政府部内における

本道開発の考え方が相違していることは本委員会として充分考慮を払わなければならない旨、笠井委員（社）より、開拓関係における入植の問題、不振地域の予算等についてそれぞれ質疑及び意見があり、企画本部長、財政課次長より答弁、委員長より、三十五年度開発予算検討のため追つて委員会を開催する旨を述べ、異議なくそのことに決定。

② 近く開催される財政金融小委員会に対するオプザーバーの派遣及び三十五年度開発予算に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員及び日程については委員長一任とすることとした。



全国都道府県議会議長会

○九月二十一日 東京都丸の内会館にて第四十八回地方制度調査委員会を開催、まず全議局長より最近における諸般の情勢報告がなされ、ついで協議に入り、公職選挙法中改正要望事項のとりまとめについては、意見未提出の県が相当あるので意見まとまり次第協議することとして継続審議となつた。ついで鹿児島県議長から現在自治庁で検討中の未開発後進地域の開発促進事業に特別の国庫負担をするという問題についてその法制化を期待すべきであるとの意見が出され、委員長から本委員会の意見として右の要望を決議するよう会長に申し入れることに全員の意見が一致した。次に第三十八回定例会における本委員会の経過報告については前例にない昨年定例会以後の本委員会活動概況を委員長から報告することに決定した。

○九月二十二日 東京丸の内常盤家で常任幹事会を開催、同日開かれる幹事会の議題及び運営について協議した。

○九月二十二日 東京丸の内常盤家で幹事会を開催、諸般の報告が行わ

れた後、次の事項を協議した。

- 一 第三十八回定例会に提出する各ブロック議案の整理について
- 一 後進地域における開発事業費に対し高率国庫負担制度の確立方について
- 一 第三十八回定例会に提出する幹事会議案について
- 一 第三十八回定例会における自治功労者の表彰について
- 一 全国都道府県議会議長会代表の海外派遣について
- 一 地方公務員の退職年金制度改正の方針（自治庁公務員課第一次試案）に対する本会意見について
- 一 標準「都道府県議会議長会規則」及び「同委員会条例」中改正について

北海道東北六県議会議長会

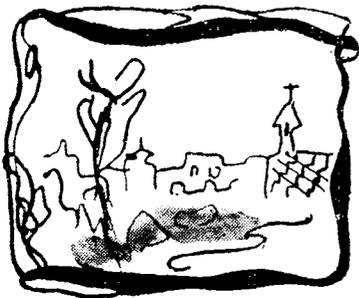
○九月十五日 福島県において開催、まず前回会議決定事項の処理について宮城県議長より報告があり、ついで次の事項を協議、関係方面に強く要望するとともに十月神奈川県で開催される第三十八回全議定例会のブロック提出議案として先に宮城県における議決分から抽出し今回の分とあわせて提出することに決定した。

- 一 東北開発促進に関する地方財政措置について
- 一 学校の電気使用料金の軽減について
- 一 治水事業特別会計を創設し治水事業の財源確保について
- 一 公立文庫施設整備に対する国庫助成増額方について
- 一 日中、日ソの貿易促進について
- 一 義務教育費国庫負担金の精算について

- 一 昭和三十四年度地方交付税について
- 一 昭和三十五年度の地方財政対策について
- 一 葉たばこ災害補償の確立について
- 一 林道事業に対する国庫助成制度の確立について
- 一 自作農維持創設資金の増額について

九都道府県議会事務協議会

○九月七、八の両日 大阪府において開催、各県より提出の議会運営上の諸問題について研究協議した。





第二回定例道議会の議決を得た条例の公布調べ

件名	議決月日	公布月日	公布番号
北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	八、一二	八、二九	条例三五
北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	八、一一	同 二八	同 三三
警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例の一部を改正する条例	同	同 二九	同 三六
北海道収入証紙による手数料の徴収についての関係条例の整理に関する条例	同	同 二〇	同 二八
北海道教員養成所条例の一部を改正する条例	同	同 二八	同 四〇
北海道保健婦修学資金貸付条例の一部を改正する条例	同	同 二六	同 三二

北海道診療所使用料条例を廃止する条例	同	同 二七	同 五
北海道立職業訓練所条例の一部を改正する条例	同	同 二〇	同 二九
北海道職業訓練審議会条例	同	同 二八	同 四二
北海道職業訓練指導員訓練受講料条例	同	同 二八	同 四一
札幌都市計画豊平地区美園土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例	同	同 二五	同 三〇
札幌都市計画西郊地区中央土地区画整理事業施行規程	同	同 二五	同 三一
北海道職員に対する昭和三十四年六月における期末手当の支給に関する条例	八、一二	同 二四	同 二四
北海道地方警察職員に対する昭和三十四年六月における期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例	同	同 二二	同 二五
北海道学校職員に対する昭和三十四年六月における期末手当の支給に関する条例	同	同 二二	同 二六

九月のメモ

- 1 ○ルーマニアとの国交回復。
 - 農林省八月十五日現在の全国水陸稲作概況を発表(一千二百二十二万トン)。
 - 道、本庁係長、支庁課長級の人事異動発令、総数二百七十九人。
 - 米仏首脳会談始まる。
 - レーナー赤十字国際委員長来日。
 - 道地区教育研究協議会閉会、警察隊とビケ隊衝突重軽傷十数人出す。
 - ソ連のサケマス漁業学術調査閉帰る。
 - 米仏首脳会談終え共同コミニケを発表。
 - 本年産米の予約申込み集荷目標を突破。
 - 日赤、北朝鮮帰還事務の細目を発表。
 - フ、ソ連首相、訪米後二十九日に中国訪問すると発表。
 - 日銀政策準備預金制度の実施を決定。
 - 文部省中学校の新学習指導要領の移行措置を通達。
 - 韓国から抑留漁船員百二十二人の名簿受領。
 - ラオス全土に非常事態宣言。
 - 日教組、高教組八日の勤評統一闘争について声明発表。
 - 松田文相、勤評闘争について談話を発表。
 - 札幌医大の旧館一部を焼く。
 - 道教委、上の国村勝山館跡を道文化財に指定。
 - 原水協全国理事会で安保改定阻止運動を展開することを決定。
 - 空知、石狩、後志地方に豪雨(四七三戸が浸水)。
 - 石橋前首相中国へ出発。
 - 本道西部の豪雨、浸水二千五百八十戸、田畑の冠水流失四千八百九十四haに達す。
- 2 ○英首相、総選挙を十月八日に行うと発表。
- 3 ○国連安保理、ラオス問題調査のため日本など四カ国小委の設置を決定。
- 4 ○日教組、勤評阻止全国統一行動行われる。
- 5 ○岸首相、党七役会議で安保改定障害あつても断行すると決意表明。
- 6 ○インド首相、中印国境に関する周首相の書簡に反論送る。
- 7 ○藤山外相、国連総会出席のため出発。
- 8 ○厚生省、三十三年度国民栄誉白書発表。
- 9 ○文相、衆院文教委で勤評は提出しないとの地教委と教組との約束は法的に無効であると答弁。
- 10 ○支庁長会議開く(札幌)。
- 11 ○苫小牧市教委全員、教組との徹夜閉交、任に耐えぬと辞表を提出。
- 12 ○道商工部、石炭鉱業合理化対策を発表。
- 13 ○周、中国首相中印紛争について、境界現状維持の暫定取決めの用意あると報告。
- 14 ○フ、ソ連首相、訪ソ中の三木武夫氏に国後、択捉島は軍事的価値が大きいので返還できぬと語る。
- 15 ○大蔵省、ドル相場の自由化を十二日から実施すると発表。
- 16 ○町村知事、第三次道内視察に出発(道東、道北)。
- 17 ○北大、安保改定反対ストで九人の学生をけん責処分。
- 18 ○熊本開発庁事務次官、道内視察のため来道。
- 19 ○道教委、香深の桃岩植物群落を天然記念物に、厚岸町国泰寺の日鑑記を文化財に指定。
- 20 ○ソ連第二号宇宙ロケット発射に成功。
- 21 ○政府、ブルガリアとの国交回復に関する交換公文に調印。
- 22 ○社会党第十六回定期大会開く。
- 23 ○保健体育審議会、スポーツ技術の向上と野外活動の安全管理の方策について答申。
- 24 ○東京六大学野球秋季リーグ開幕。
- 25 ○岩見沢鞭曳競馬で警官出動の騒ぎ。
- 26 ○大相撲秋場所開幕。
- 27 ○ソ連の宇宙ロケット月に到達。
- 28 ○母親大会の代表、文部省に勤評中止申入れ。
- 29 ○フ、ソ連首相、ワシントンに到着。
- 30 ○第十四回国連総会開幕。

- 宮内庁、皇太子妃のご妊娠を正式発表。
- 16 ○厚生省、第十六次ソ連地区（樺太第七次）引揚予定者七十四人の氏名発表。
- 石橋前首相、周中国首相と会談。
- ド仏大統領、新アルジュリア政策を発表。
- 17 ○藤山外相、国連総会で演説。
- 国連総会でロイド英外相新軍縮案を提案。
- 道PTA連合会代表、道教委、北教組に教研協問題について円満解決に努力するよう申入れ。
- 18 ○台風十四号九州、山陰に接近し被害出る。
- フ、ソ連首相、国連総会で四年以内に世界の全ての国が兵力を撤廃するよう提案。
- 台風十四号本道に接近し道南地方の被害甚大。
- 青函連絡船摩周丸、激浪のため漂流し十九日十八時間に函館港に入港。
- 19 ○道人事委、道職員給与引上げと昇給期間短縮を勧告。
- 台風十四号被害、死傷者百二十五人に上る。
- 20 ○石橋、周共同声明に調印。
- 道全労第六回定期大会開く（札幌）。
- 21 ○北朝鮮帰還申請受付開始、朝鮮総連帰還案内で抗議し業務難行。
- 東京地裁、造船疑獄二十二被告に判決。
- モスクワ放送、フ、ソ連首相の完全軍縮提案に対する藤山外相の言明を非難。
- 22 ○国連、フ、ソ連首相提案の完全軍縮案を総会本会議で討議することを決定。
- 日教組、文部省の学力テスト拒否を指令。
- 道、十四号台風災害対策本部設置。
- 道農務部、九月十五日現在の道内作況まとめる。
- 23 ○佐藤蔵相渡米。
- 八海事件差戻し審に無罪の判決。
- 首相、安保改定に党内不統一の場合、解散もありうると決意表明。
- 通産省、経済協力白書を発表。
- 第十四回国体夏季大会終る。
- 藤山外相、ハーター國務長官と会談、共同コミニケ発表。
- 24
- 25 ○室蘭市で消防救急車がバス停留所に突込み八人が重軽傷負う。
- 三笠市教委、教組の要請で新教育課程及び勤評反対を決議。
- 米國務省、ベルリン政策変へずと声明を発表。
- 外務省、竹島問題で韓国に抗議。
- 米ソ首脳の出立会談始まる。
- 26 ○自民党政策審議会、石炭鉱業不況対策を決定。
- 石橋前首相、中国より帰国、ステートメント発表。
- セイロン首相、暗殺される。
- 台風十五号のため青函連絡船運休。
- 27 ○ソ連地区引揚者七十二人小樽に入港。
- 米ソ首脳会談終り共同声明を発表。
- フ、ソ連首相米国より帰国の途につく。
- 台風十五号のため本道にも局地的被害出る。
- 28 ○大相撲秋場所、若乃花七度目の優勝。
- IMF総会開く。
- 自民党七役会議で台風災害復旧の補正予算を臨時会に提出することを決定。
- 道教委、二十九日行われる学力テストの実施を校長及び市町村教育長に勧告。
- 29 ○三十四年度下期外貨予算決る。
- 志免鉱業所入札の指名三社、入札参加を辞退。
- 小、中、高校の全国一斉学力テスト行われる。
- 通産省、産業白書発表。
- 尾見教育長、全道教育長会議で本道の場合教組の専従者制限は必要ないと発言。
- 知事と町村長の第一回行政懇談会行わる。
- 30 ○フ、ソ連首相訪中。
- 自治庁、三十三年度都道府県財政の概要を発表。
- 第三回定例道議会開会。
- 台風十五号の被災者百三十五万人以上に上る。
- 高知県教委、条件評定不提出で校長四人を免職、七人を停職処分。

昭和三十四年十月二十日発行

北海道議会時報 (第十一卷第十号)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局